公益財団法人豊田市国際交流協会後援等取扱に関する内規

財団法人豊田市国際交流協会後援等取扱に関する内規（平成元年２月９日施行）の全部を次のように改正する。

　（目的）

第１条　この内規は、公益財団法人豊田市国際交流協会 (以下｢協会｣という｡) が、国際交流に関する事業の適正な振興を図るため、共催、協賛、後援または推せん（以下「後援等」という。）を行う場合の基準及び手続き等について必要な事項を定めることを目的とする。

　（後援等の区分）

第２条　協会が行う後援等は、次の区分によるものとする。

（１） 共 催 協会が国際交流の推進を図るため当該事業を奨励することができ、かつ主催者の一員として当該事業の企画及び実施に原則として参画することが適当と認められるもの。

（２） 協 賛 協会が企画及び実施に直接参画しないが、公共的団体が実施する事業で、共催に準じて取り扱うことが適当と認めるもの。

（３） 後 援 協会が国際交流の推進を図るため当該事業を奨励することができるもの。

（４） 推せん 協会が、映画等の作品について推賞することができるもの。

　（後援等の基準）

第３条　前条の後援等は、その目的が明確で、かつ地域の国際化及び国際交流の推進に寄与すると認められるものでなければならない。

２　次の各号の一に該当すると認められる場合には、後援等を行わないもとする。ただし、第２号については推せんを除く。

（１） 特定の宗教または政治団体を宣伝及び支持又は反対する意図があると認められるもの。

（２） 営利又は商業宣伝の意図があると認められるもの｡

（３） 公序良俗に反し又はその恐れのあるもの｡

（４） 暴力団と関係があり､又はその恐れのあるもの｡

（５） その他後援等を行うことが不適当と認められるもの｡

　（申請）

第４条　協会の後援等を受けようとする者は、当該事業開催日の１４日前までに後援等申請書(様式第１号）を協会に提出しなければならない。ただし、理事長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

　（後援等の承認書の交付）

第５条　協会は、前条の申請を承認したときは、後援等承認書（様式第２号）を申請者に交付する。

　（後援等の取消等）

第６条　後援等を行う事業について、事業実施前に第３条第２項の規定に該当すると認められる場合は、後援等の承認を取り消すものとする。

２　事業実施後に第３条第２項の規定に該当したことが認められた場合は今後その団体に対する後援等は行わないものとする。

　　　附　則（平成２３年３月２５日決定）

この内規は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１８年法律第５０号）第１０６条第１項に定める公益法人の設立の登記の日（平成２３年４月１日）から施行する。

様式第１号

　　年　　月　　日

公益財団法人豊田市国際交流協会

理 事 長　　 　様

所在地

団体名

代表者 印

電 話

公益財団法人豊田市国際交流協会後援等申請書

このことについて下記のとおり申請いたします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 行事名 |  |  |
| 目的・内容 |  |  |
| 開催期日 | 　平成　 年 　月 　 日 ～ 平成 　年　 月　　日 |  |
| 開催場所 |  |  |
| 主催 |  |  |
| 参加対象 |  |  |
| 名義の種類 |  共催 ・ 協賛 ・ 後援 ・ 推せん |  |
| 他の後援者 |  |  |
| 備考 |  |  |

（注）１．名義の種類欄は、該当のところに○をつけてください。

 ２．事業内容を示す要項等がある場合は添付してください。

 担当者 氏 名

 住 所

 電 話